

## ○児童虐待を発見したときの対応方法は

Q

保育所は虐待の発見がしやすい場であると思いますが、実際に保育所を利用している保護者が子どもに対して虐待をしていたことが分かった際の対応方法を教えてください。



A

児童虐待を発見したときの対応は、①虐待の早期対応（通告・相談）と②虐待が発生している家庭への援助（見守り・支援）の2点です。なお、虐待の早期対応については園内で通告・相談先を策定し、全職員が共有できるように明示しておくことが大切です。

### 解説

#### 1 虐待の通告

児童相談所や自治体窓口への虐待通告に際して、「どこまでが虐待か」と通告することを躊躇する場合があります。しかし、「虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待される」ところである」（「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について」平成16年8月13日16文科生第313号）とされているように、虐待が疑われる場合には通告する義務があります。園長や主任は担当保育士と協議し、適切に対応できるような体制作り（マニュアルの作成など）をしておく必要があります。

保育所から通告するに当たっては、「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改訂版）」（平成11年3月29日児企第11号）において、次の留意事項が示されています。

- ① 「疑い」の段階でよいから早めに知らせること
- ② クラス担任等の担当者の判断で通告してかまわないが、組織としての判断があった方が調査の時などに混乱が少ないため、できるだけ組織として判断して通告する

こと

- ③ 受傷状況の写真を撮っておくこと（市区町村や児童相談所は通告受理時に写真の撮影を依頼します。）
- ④ 虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録しておくこと
- ⑤ 子どもから聴き取る際には誘導とならないように注意すること（子どもからの聴き取りには、オープンクエスチョン形式が適切です。）。また、子どもを責めるような口調にならないように注意すること

## 2 園内の通告・相談先経路の例

通常、虐待発見者から園内経路をたどり、園長が虐待の状況を精査し、園内ケース会議で情報を共有し、外部機関に通告・相談します。虐待に関する園内ケース会議には地域の民生委員、保護司等を招くなど、早期より外部関係者と連携を図るようにします。園内での通告の手順等については、マニュアル化して職員全体で把握しておくことが必要です。

- (1) 園内経路は、次のように明示します。

虐待発見者→クラス担任→保育主任→園長→外部機関  
 （生命に関わる等、緊急性のある場合はこの経路の限りではありません。）

- (2) 緊急性のある通告・相談のために、園内経路と共に次のように連絡先を明示します。

・ 緊急通告先（昼）	当該児童相談所	電話番号	189番
	警察署	電話番号	110番
・ 相談先（昼）	市町村窓口	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇
	当該児童相談所	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇
・ 相談先（夜）	当該児童相談所	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇

## 3 虐待が発生している家庭への援助

- (1) 他機関との連携

児童相談所や自治体などへの通告・相談後の対応は、虐待の状況により異なりま

す。児童相談所が深刻な状況であると判断すれば、一時的に子どもは親から離され施設に保護されます。その後、児童養護施設などに措置される場合もあります。しかしながら、措置が行われる事例は児童虐待の通告件数と比較して大幅に少ないのが現状です。多くの場合、親子での暮らしをそのまま継続しながら支援が行われることとなります。児童相談所、保健所などの機関や保育所、児童家庭支援センターなどの児童福祉施設、児童委員などが定期的な面接や家庭訪問、見守りなどの支援に当たります。また要保護児童対策地域協議会（児福25の2）により、これらの機関・施設等が情報を共有し合うことで、状況の悪化を防ぐ取組も行われています。

平成28年の児童福祉法等改正法に関連して、要保護児童対策地域協議会では専門的な知識及び技術に基づいた「調整担当者」を置くように努めることとなり、保護者により虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合の対応として関連機関との機能強化が図られています（児福25の2⑥⑦）。

## (2) 保育所の役割

保育所は日常的に親子に接することができますので、状況把握や虐待を深刻化させないための取組、子どもに対する直接的な支援が可能です。親に対しては、送迎時の会話や連絡帳などで、子育てや家族に関する悩みに応える機会を持つことができます。親を支えることが間接的に子どもの福祉を守ることにつながるということを意識することが大切です。その際、虐待の加害者である親に対して保育者が嫌悪感を持つことは支援の妨げになります。虐待行為という過ちは誰でもし得る行為です。保育者は新たな虐待行為を未然に防ぐために、共に子どもを育てるパートナーとして、親と向き合うことが必要です。

しかし新たな虐待が確認又は疑われる場合には、児童相談所や自治体への通告又は要保護児童対策地域協議会への情報提供により、対策を協議する必要があります。

児童相談所等への児童虐待に係る資料又は情報提供については、平成28年の児童福祉法等改正法により、保育所職員も「福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれ、できるものとされました。また、この際の情報提供については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に関わる守秘義務に違反することがないとも記されています（児童虐待13の4）。

## ○食物アレルギーの対応は

Q

食物アレルギーを持つ子どもが増えています。保育していく上で、どのようなことに気を付けたらよいでしょうか。



A

近年、食物アレルギーを持つ子どもが増えてきました。アレルゲンの種類も多岐にわたり、一人一人に合わせた対応には細心の注意が必要となります。

一番大切なことは、アレルギーの対応を家庭と確認し合って一致させることです。また、間違えて提供しないために、保育所でのチェック方法を確立することです。

一人一人の状況に合わせるとはいつても、全ての子どもに違う食事を作ることは不可能ですから、保育所のルールを決めて「誤食を予防」してください。

### 事故予防チェックリスト

項目	予防方法	Check
アレルゲンの特定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関を受診して食物アレルギーの診断を受ける</li> <li>・医師の指示書（保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表）をもとに確認する</li> <li>・調理方法での複雑な配慮はせず、除去か解除（食べる）のどちらかにする</li> <li>・家庭と保育所の対応を一致させる（対応表を作り、お互いにサインをする）</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
献立の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者は献立の中からアレルゲンをチェックする</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

第2章 第2 食事（給食・おやつ等）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者がチェックした献立表を、栄養士、調理員が確認する <input type="checkbox"/></li> <li>・調理員は献立内容を確認する <input type="checkbox"/></li> <li>・保護者にチェックした献立表を配付する <input type="checkbox"/></li> </ul>
食事の受取り時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理員はアレルギーを除いた食事になっているか、確認簿を見ながら声に出して確認する <input type="checkbox"/></li> <li>・調理員は全ての器にラップをかけて配慮内容を書き込み、個人のトレーに乗せて出す <input type="checkbox"/></li> <li>・受取り者（保育者）はサインをする <input type="checkbox"/></li> </ul>
提供時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーのまま、セッティングし、食べ始める直前までラップを剥がさない <input type="checkbox"/></li> <li>・確認簿を見ながら、内容を再度確認する <input type="checkbox"/></li> <li>・他の子どもとテーブルを別にするなど余裕のある配置にする <input type="checkbox"/></li> <li>・子どもの食事が終わるまで、担当した保育士は席を離れない <input type="checkbox"/></li> </ul>
誤食発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤食に気付いた時点で、食事を中止し様子を見る <input type="checkbox"/></li> <li>・経過観察表に基づいて観察し、保護者に連絡する。アナフィラキシーショックを起こした場合には救急車を要請する。エピペンを預かっている場合は、躊躇せずにエピペンを注射するとともに、救急車を要請する <input type="checkbox"/></li> <li>・時系列で経過を記入しておくことが、適切な処置につながる <input type="checkbox"/></li> <li>・かかりつけ医と救急搬送先の確認は事前に保護者から行っておく <input type="checkbox"/></li> </ul>
保育上の注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものアレルギーによっては、教材選びに細心の注意が必要である <input type="checkbox"/></li> <li>（注意が必要なプログラムの例）</li> <li>①小麦粉粘土</li> <li>②クッキング保育 など</li> </ul>

（厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月）をもとに作成）

## 解 説

### 1 アレルゲンの特定

子どもに明らかな状態の変化が認められたときには、医療機関で食物アレルギーの診察を受けるように勧めます。アレルゲンが認められ、医師から食物の除去を指示されたときは、医師の指示を基本に保育所で提供する給食を確認します。

面談時には、複数の職員が出席して、食物アレルギー対応の基本的考え方を説明し、アレルゲンを除いた献立を提示し確認します。

保育所での配慮点は、食品の量や、調理方法による個別対応は複雑になるので行わず、食べるか食べないかのどちらかに決めると誤食の予防に役立ちます。

家庭と保育所の対応を一致させる（対応表を作り、互いにサインをします。）ことが大切です。

### 2 献立の確認

献立について、それぞれの立場で以下の確認を行います。

- ① 保育者は、献立の中からアレルゲンをチェックします。
- ② 保育者がチェックした献立表を、栄養士、調理員が確認します。
- ③ 調理員は、献立内容を確認します。
- ④ 保護者にチェックした献立表を配付します。

### 3 食事の受取時

食事の受取りの際には、以下の事項を実践します。

- ① アレルゲンを除いた食事になっているか、確認簿を見ながら声に出して確認します。
- ② 全ての器にラップをかけて配慮内容を書き込み、個人のトレーに乗せて出します。
- ③ 受取者はサインをします。

### 4 提供時

食事の提供時には、以下の事項を実践します。

- ① トレーのままセッティングし、食べ始める直前までラップを剥がさないようにします。
- ② 確認簿を見ながら、内容を再度確認します。

- ③ 他の子どもとテーブルを別にするなど余裕のある配置にします。
- ④ 子どもの食事が終わるまで、担当した保育士は席を離れないようにします。

## 5 誤食発生時

万が一誤食が発生した場合には、以下の対応をします。

- ① 誤食に気付いた時点で、食事を中止し様子を見ます。
- ② 経過観察表に基づいて、保護者に連絡をし、アナフィラキシーショックを起こした場合には、躊躇せずにエピペンを注射し、救急車を要請します（エピペン預かり時）。
- ③ 時系列で経過を記入しておくことが、適切な処置につながります。
- ④ かかりつけ医と救急搬送先の確認は事前に行っておきます。

## ○インフルエンザの集団感染が認められたため、登園自粛を求めたとき

### 相談事例

保育所においてインフルエンザの感染者が10名以上出るといふ事態が発生したため、保育所は園児の保護者に対して1週間の登園自粛を求めました。後日保育所に園児を預けることができなかつた母親が、その間仕事を休まざるを得なかつたと主張し、その間の給与相当額の支払を求めてきました。



### ポイント

保育所が保護者に対して園児の登園自粛を求め、保護者に対して保育サービスの提供を行わなかつたことが、園児の生命や健康を守るためにやむを得なかつた場合や、たとえ登園自粛が過剰な指示であつたとしても、園児の感染状況等に照らして市町村と協議の上、そのような判断に至つたことがやむを得なかつたような場合には、保育所が保護者に対して給与相当額を支払ふ必要はないでしょう（仮にそうではなかつたとしても、給与相当額の支払といふのは、事案にもよりますが高額に過ぎると思われまふ。）。

乳幼児は抵抗力も低く、手洗いやその他の感染防止策について自発的に十分行えないことから、感染症の集団発生に伴う1週間の登園自粛については適切な判断とされる可能性が高いと考えられますが、集団感染の発生の際にどのような対策をとるのか市町村と協議の上、事前にマニュアルを作成し、園の対応について事前に保護者に説明しておくことが、保護者の理解を促進し、相談事例のような請求を防ぐことにつながるでしょう。

### 解説

八  
三

#### 1 学校保健安全法への準拠

学校保健安全法は、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、



学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」（学校保健安全20）と規定し、学校の設置者にいわゆる学級閉鎖を行う権限を付与しています。他方、保育所について同様の規定はありませんが、保育所の経営者が活用すべき「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成30年3月厚生労働省）は、「学校保健安全法に規定された、学校において予防すべき感染症への対策は、保育所における感染症対策を実施する上で参考になる」としていることから、保育所の経営者も一定の場合には登園自粛を求めることができ、また、登園自粛を求めるべき場合もあると考えられます。

## 2 体制の整備

保育所で集団感染が発生した場合、保育所は保育を必要とする児童に対して保育サービスを提供する社会的機能を担っていることもあり、経営者は全面的に登園自粛を求めるかどうかについて厳しい判断を迫られることとなります。

この点、子どもの安全確保の観点からは、やはり感染拡大防止策（設備基準10）として登園自粛を求めることが必要と考えられます。保育所は、保護者に理解を求めるとともに、就労している保護者の対応について何か手助けすることはできないか、発生時にはどのような対応が必要なのか、保護者から聴取り等を行い、保護者の要望にできる限り応じることのできる体制を整えておくといよいでしょう。

保育所  
手引  
八

## 3 保護者との連携及び情報共有

集団感染が発生していないときであっても、集団感染予防のため、子どもが発熱などの諸症状を伴っている場合には、安全確認ができるまで登園を自粛してもらわなければならないこともあります。このような場合に備えて、日頃から、感染症予防、防止対策等の指針やマニュアルを作成し、保護者、関係各所と共有するなどの方法によって、子どもの健康管理・安全の確保が重要であることを理解してもらう必要があります。

入園時に指針や対応策について説明し了承してもらった上、同意書に署名等をもっておくことが、保護者の理解を促進し、また、損害賠償請求を防止するツールとなります。また、説明の際に保護者の意向などを聞き取り、対応することによって、就労している保護者が仕事を継続しながら子どもの登園自粛に協力できる環境作りができることにもつながります。

加えて、保育所は就労のための重要な施設でもあるとの認識をもち、集団感染発生時の登園自粛による保護者への影響を、家族構成や就労状況などを日頃よりモニタリ

八  
四

ングすることで把握しておく必要があります。そして、登園させざるを得ない場合の保育所側の対応マニュアルを策定しておくことは、子ども、保護者両者にとって親切であると考えられます。また、保育所が子どもを引き受けられない場合に備えて、あらかじめ保護者に別の引受け先を検討しておくよう伝えるべきと思われます。

なお、複数の感染者発生の場合、保育者側も感染者となる危険性があるため、保育者、職員の感染予防策の徹底が必要となります。この場合には、非常時と同じ水準での感染防止対策を徹底すべきです。